

## 京都円山マルシェ イベント参加に関する出展規約

「京都円山マルシェ」に出展(出店)いただくにあたり、以下の規約に同意のうえ、主催者に参加を申込みいただくものとします。(出展の可否については、出展の内容を審査し、後日通知いたします。)

### 第1条(参加条件)

- ・出展(出店)者は、出店契約に基づき、本イベントに参加することに同意し、責任者を明確に指定するものとします。
- ・出展者は、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関連企業でないことを確約するものとします。出展者は、運営者からの指示に従い、イベントのルールやマニュアルに記載された注意事項を遵守するものとします。
- ・ブースでの販売に関する事故・トラブル・苦情等は、出展者が全責任を負い、誠意をもって対応・解決するものとします。

### 第1条の2(食品を扱うブースの出店条件)

- ・以下の事項を満たすものとします。
  - ア 法令遵守:食品衛生法および関連法令を遵守し、必要な営業許可(食品販売許可、食品製造業許可等)を取得していること。また、許可証を事前に主催者に提出し、過去1年間において法令違反による処分を受けていないこと。
  - イ 保健所への申請:必要に応じて管轄保健所への申請を行い、許可を得たうえで出展すること。
  - ウ 安全性の確保:来場者の健康を守るため、販売する食品の品質管理や衛生状態を徹底すること。
  - エ 火気の使用:火気器具や発電機を使用する場合は、出展申込時に概要を申し出ること。また、消火器を必ず携帯すること。

### 第2条(ブース及び備品)

- ・出展者は、主催者または事務局が指定したブース位置に限り出展するものとします。
- ・主催者がレンタルした備品は、出店者が丁寧に取り扱い、使用後は原状回復のうえ返却するものとします。
- ・備品や会場設備に損傷を与えた場合、修理費用は出展者が負担するものとします。

### 第3条(イベント使用後の原状回復)

- ・出展者は、ブース及びレンタル備品等を使用後、原状回復のうえ、使用期間終了後に返却するものとします。
- ・イベント終了後であっても、出展に起因して公園緑地に損傷が生じた場合は、速やかに出展者の責任で原状回復すること。

### 第4条(商品販売及び盗難)

- ・出展者は、生肉、鮮魚、医薬品、動物、関連法令で販売が禁止されている物品(コピー商品、金券、チケット、切手、小銭等)や危険物(ガソリン、プロパンガス等)を販売してはならないものとします。
- ・主催者または事務局が、公序良俗に反すると判断した商品についても販売を行ってはならないものとします。
- ・出展者は、販売するサービス・商品に関する事故・トラブル・苦情等について全責任を負い、誠意をもって対応・解決するものとします。
- ・主催者は、出展者の所持品(貴重品含む)の保管・管理を行わないものとし、イベント内で発生した盗難、破損、損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第5条(食品販売について)

- ・販売した食品による健康被害、食中毒、その他のトラブルについては、出展者が全責任を負い、迅速かつ誠意をもって対応するものとします。
- ・現場調理の飲食物を提供するブースは、円山公園便益施設の活性化という目的のため、円山町町内会との合意の下、①町内会所属の園内便益施設(飲食店舗)の事業者、②便益施設(飲食店舗)の営業を大きく阻害することがないと判断できるキッチンカーの事業者の2区分に限定します。
- ・トラブルや健康被害が発生した場合には、速やかに主催者に報告し、その指示に従うものとします。
- ・営業許可証の原本を会場に持参し、求めがあった場合には提示するものとします。
- ・イベント中に生じるごみは各ブースにおいてごみ箱(袋)を置いて回収するものとします。
- ・イベント終了後に発生した廃棄物(食品や包装材)は各自で持ち帰り、主催者や会場内のゴミ箱を利用しないものとします。

## 第6条(中止・返金)

- ・天候、災害、人災等によりイベント開催が困難と判断された場合、主催者はイベントを中止することがあり、この場合にかかる交通費や仕入費などの準備費用は出展者の負担とします。
- ・雨天時も基本的に開催予定としますが、京都市に天気に関する警報が出たり、台風、豪雨、強風等、荒天と判断された場合は中止するものとし、その際は主催者が速やかに連絡するものとします。
- ・主催者の都合により本イベントの中止を決定した場合に限り、出展者に対し、支払済みの出店料及びオプション備品のレンタル料を返還するものとします。

### 第6条の2(中止の場合の返金規定)

- ・両日出展の場合:いずれか1日のみ中止の場合は返金なし。両日中止の場合、出店料の80%を返金するものとします。
- ・1日のみ出店の場合:開催日が中止となった場合は、出展料の50%を返金するものとします。
- ・返金の振込手数料は主催者が負担します。

### 第6条の3(出店キャンセルの場合のキャンセル料)

- ・印刷物・運営準備の都合上、出店確定後のキャンセルは原則としてお受けできません。やむを得ずキャンセルされる場合は、出展者は下記のキャンセル料を支払うものとします。
- ・イベント1週間前のキャンセル、無断キャンセル:出店料の100%
- ・イベント2週間前までのキャンセル:出店料の50%

## 第7条 車両通行の条件

- ・周辺住民や公園利用者に迷惑や危険とならないよう、十分な安全対策を講じること。
- ・運行に当たっては、安全に十分注意し、最徐行、歩行者優先で走行すること。

## 第8条 環境保全義務

- ・円山公園は国指定名勝であり、公園の良好な環境、静逸な雰囲気及び歴史的景観の保持に勤めること。
- ・出店場所及び周辺一帯は常に清潔に保つこと。

第9条(著作権・肖像権)

- ・イベントの様態を撮影した写真・動画等は、主催者・共催者・協力者が広報活動の目的で使用することがあり、出展者はこれを許諾するものとします。問題がある場合は事前に主催者へ連絡するものとします。
- ・出展者は、他の出展者や来場者の肖像を無断で撮影・使用してはならないものとします。

第10条(健康管理)

- ・出店者は、良好な健康状態に参加するものとし、参加後 3 日以内に COVID-19 等に感染が判明した場合、速やかに主催者に報告するものとします。

第11条(損害賠償及び紛争)

- ・出展者が本規約に違反し、主催者、他の出展者、来場者に損害を与えた場合は、出展者がその損害を賠償するものとします。
- ・また、主催者は出展者の契約を解除し出展を停止することができ、出展者はこの場合、損害賠償請求を行わないものとします。

署名欄

日付:

住所:

出展者名:

㊞